

平和を脅かす防衛費倍増計画

ジャーナリスト 前田 哲男

すべては日米安保体制（最近では「日米同盟」と呼ばれる）の構造に発している。それは米政権の「望むこと」に、自民党政権が「限りなく応じる」関係と言い換えてよい。冷戦期には「対ソ」であったが、ロシアとウクライナの戦争が、対象を対中国、「台湾海峡」に近づけた。

安倍政権の遺産「集団的自衛権の行使容認」により「他国＝米国防衛」の新任務が設定された結果、「インド太平洋」や「台湾有事は日本有事」という領域が設定され、岸田政権に引き継がれた。それらが防衛費増大に連動しないわけではない。

5月23日の日米首脳会談で岸田首相はこう約束した。「日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明し、バイデン大統領は、これを強く支持した」。

以後の記者会見、国会答弁で幾度となく繰り返されたこのフレーズが、まず米大統領に向けたものであったことを記憶しておこう。共同声明はつぎのようにもなっている。「岸田総理は、ミサイルの脅威に対抗する能力を含め、国家の防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意を表明した」。いわゆる「敵基地攻撃能力」と称される中国・北朝鮮に向けた新戦力である。従来防衛政策「専守防衛」のもとで「持てない」とされてきた兵器・装備の保有にも踏みきった。ともに、まず「対米公約ありき」であり、これも防衛費が異次元領域に移行する要因とならざるをえない。

いま、対米公約を「防衛3文書」に反映、かつ来年度防衛予算で実現させる作業が進行している。「防衛3文書」とは、「国家安全保障戦略」「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」を指す。それぞれに、国家の構え、自衛隊運用の方針、兵器・装備の数量と金額がしめされる。

「国家安全保障戦略」は2013年安倍内閣のもとで改定され、「積極的平和主義」「国際政治経済の主要プレイヤー」などの目標が追加された。今回の3文書改定は、それらを「台湾海峡」と「敵基地攻撃能力」に適合させるのが目的とされる。いま「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」という密室で議論されている。

年内に結論が「新3文書」にまとめられ、とくに「新大綱」により自衛隊の拡大された目標が提示され、同

時に「新中期防」（5年間）の初年度経費が「GDP2%防衛費」として23年度予算に計上という段取りとなる。するとどうなるか？

自衛隊は「専守防衛」の武力にとどまり、したがって憲法9条に違反しない組織、と説明されてきた。1970年防衛白書には「専守防衛は、憲法を守り、国土防衛に徹するという考え方である」と記されている。それが根本から変わってしまう。防衛研究所の「東アジア戦略概観」によると、「防衛費の水準は（年額）10兆円の規模になる」と予測している。その主要部分が「対中国装備＝台湾海峡」と「敵基地攻撃能力」に振り向けられることは容易に推測できる。防衛費だけでなく、中距離巡航ミサイル（射程1000^{キロ}）や空母保有（護衛艦「いずも・かが」の改修）などをみても、「専守防衛」は、もはや文字のみの存在になったといわざるを得ない。

「3文書改定」がもたらす世界は、同時に、安倍元首相の遺言となった「核共有＝ニュークリア・シェアリング」にも通じる。非核3原則の「持たず・持ち込ませず」を撤廃する動きである。アメリカのシンクタンクの論調にみると、すでにそのような要求が——中距離核ミサイルの日本持ち込みのかたちで——日本政府にもたらされているようだ。これも防衛政策の根幹を揺るがす時限爆弾となる。

どうすれば、この難局から脱けだすことができるのだろうか、と自問自答する。その一端——

すべての護憲勢力は「専守防衛の自衛隊」で一致している。そこで自衛隊の存在じたいは問題にされていない。ならば、何が専守防衛か、どこに専守防衛の限界を設定するか、それらを護憲側が具体的な運用方針、個別兵器によってしめせばよい。「専守防衛の対抗構想」、あるいは「専守防衛の見える化」を政策提起することだ。ウクライナ戦争後の国内世論は動揺している。もし岸田政権が巧みな世論操作をするなら、GDP 2%、10兆円防衛費もさして困難なく通過するかもしれない。

それと、長洲一二知事がかつて提唱した「民際外交」の有効性も試してみる価値があるだろう。「都市は戦争しない」、この一点にしばった地域同士の国境を越えた交流も試してみる価値があるのではなからうか。

（まえだ てつお）